

4-(1)	確実にリサイクル可能な資源物に対する産業廃棄物収集運搬業の許可制の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第14条第1項
要望の具体的内容	<p>確実にリサイクル可能な発泡スチロール、ペットボトルなどの資源物に関しては、廃棄物処理法における規制を見直し、全国で統一して産業廃棄物収集運搬業許可を不要とすべきである(例えば、法第14条第1項但書の「専ら物」の対象とする等)。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>スーパー等の店頭で回収したペットボトルや発泡スチロールは、リサイクルシステムが構築され、確実にリサイクルが可能である。しかし、現行法では「廃棄物」と判断され、収集運搬をするには許可が必要とされる。そのため、リサイクルのための優れた処理技術を有していても、各都道府県等における許可取得、収集運搬業者への委託、Manifestoの発行等、収集運搬を行うに際し多額のコストがかかり、効率的なリサイクルが阻害されている。また、ペットボトルや発泡スチロールは、容器包装リサイクル法の対象となっており、資源の有効利用が推進されている。</p> <p>なお、見直しにあたっては、全国一律のリサイクルシステムで対応が可能となるよう、全国的に統一された取扱いがなされることが重要である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(2)	バイオマス発電の普及に向けたバイオマス燃料の廃棄物該当性の判断基準の明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第8条、第15条
要望の具体的内容	<p>バイオマス燃料の廃棄物該当性について、これまで示した判断事例集等を集約し、より明確な判断基準を示すべきある。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>廃棄物を燃料とするバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の許可を取得する必要があるが、許可の取得には何年も要することが障害となり、バイオマス発電設備の設置が遅々として進まないのが現状である。</p> <p>そもそも、バイオマス発電設備については、廃棄物から成るバイオマス燃料であっても、それが廃棄物と判断されなければ、廃棄物処理法の適用を受けることはなく、廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要もない。</p> <p>すでに、「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月)や「『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物諸地方の適用関係について)」(環廃産発第13032911号、平成25年3月29日)において、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性について、判断材料が出されている。しかし、行政の現場においては、都道府県等によって判断が異なり、事業者の予測可能性が担保できない。</p> <p>バイオマス発電の着実な導入を促すため、都道府県等において統一的な判断が可能となるよう、より明確な判断基準を示す必要がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(3)	県外産業廃棄物流入規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条
要望の 具体的内容	<p>昨年の政府回答に基づき実態調査に着手するとともに、都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、県外産業廃棄物の流入規制を見直すよう都道府県等に働きかけるべきである。また、事前協議の運用において、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子媒体を活用するなど、早急に手続きを簡素化すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬入する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その対応に多くの時間と労力が費やされている。例えば、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行う場合でも判断が異なることがある。これら流入規制は、事業者による広域的かつ効率的な処理、リサイクルを阻害する要因となっている。</p> <p>昨年度の政府回答において、「…御指摘を踏まえ、今後、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策に係る内容等について実態調査を行い、当該調査結果を踏まえ、流入規制の撤廃や緩和の可否等について検討を行った上で、当該検討結果等について公表します。」との回答を得ているが、まだ実態調査が行われていない。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(4)	廃太陽電池モジュール及び廃蓄電池等のリサイクルに向けた規制緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第9条の9、第14条、第15条の4の3
要望の具体的内容	<p>都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含めた県外産業廃棄物の流入規制の見直しについて都道府県等に働きかけるとともに、広域認定制度を見直し、廃太陽電池モジュール及び廃蓄電池等の効率的な回収が可能となるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>急速に普及が進んでいる太陽電池モジュール及び蓄電池等は、今後、大量に廃棄物として排出されることが予想される。廃棄物となったこれらの品目を適切に処理・再利用するためには、広域的に回収するのが効率的である。</p> <p>しかし、許可を受けて収集運搬する場合、これらを県外から搬入するには、搬入先の都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされる場合が多く、時間と労力がかかる。また、広域認定制度による認定を取得した場合であっても、収集運搬を行う業者の住所や代表者等に軽微な変更があった際に、遅滞なく、登記事項証明書等添付するなどして届け出る必要がある等、許可を維持・管理するための負担が大きく、許可が維持できないことがある。</p> <p>回収が容易になることにより、有価物化や再資源化を促進することができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>

4-(5)	一般廃棄物由来のごみ固形燃料(RDF)等の廃棄物該当性の判断基準の明確化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 平成25年3月29日付環廃産発第134032911号
要望の 具体的内容	<p>産業廃棄物に関してと同様、一般廃棄物由来のRDF等についても、「再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合には、引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しない」などの判断基準を示すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>平成25年3月29日付環廃産発第134032911号において、廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等に関する解釈の明確化が図られ、「産業廃棄物の占有者(排出事業者等)がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受けるものが占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと」とされた。</p> <p>しかし、この通知は、産業廃棄物に関するものであり、一般廃棄物をエネルギー源として利用する場合等が含まれるか否かが明確でない。例えば、自治体が家庭ごみから製造したRDFを燃料利用目的で有償にて売却した場合に、自治体が輸送費を負担することで逆有償となる例が多々生じている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

4-(6)	自ら処理のための産業廃棄物処理施設設置許可に係る軽微変更届出事項の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条3項、第15条の2の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4、第12条の10
要望の具体的内容	産業廃棄物処理業の業許可を取得していない排出事業者が、自社の廃棄物を自ら処理するために設置している産業廃棄物処理施設については、役員等(法定代理人、役員、5%以上出資者、使用人の代表者)の変更時における軽微変更届出を不要とすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>現行法上、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可を取得する際に届け出た役員等を変更した場合、軽微変更として届け出ることが義務付けられている。その際、住民票や成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書などを添付しなければならないが、社外取締役等の増加もあり、事務的な負荷が増している。</p> <p>自社の廃棄物のみを処理するために施設を設置している事業者は、施設設置許可に係る規制だけでなく、排出事業者としての規制も課せられており、自ら排出した廃棄物を、排出から最終処分まで適正に処理することになっている。また、仮に法違反があった場合でも、人に帰属する処理業の許可と異なり、モノに帰属する処理施設の設置許可は、事業者(行為者)の所在が明確であり、特定が比較的容易である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(7)	廃棄物処理法の実地確認方法の統一
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項
要望の具体的内容	<p>優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合等の実地確認方法について示した通知(環廃産発第110204002号)を各自治体に周知徹底するとともに、実地確認方法や確認頻度の統一に向けた働きかけを行うべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現行法では、排出事業者の委託先への実地確認は努力義務とされている。しかし、自治体によっては、条例や要綱で実地確認を義務付けており、その実施の方法や頻度が異なっていることから、対応に苦慮している。</p> <p>昨年度、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合の実地確認方法について、要望を提出したところ、政府から「優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行うことができるということを既に通知しているところであり、引き続き自治体に周知を図ってまいります。」との回答を得たが、改善が見られない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(8)	電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の34
要望の具体的内容	<p>電子マニフェストシステムを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」とあるのを実際の運用において対応できる形にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者は、電子マニフェストシステムを利用する場合、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられている。一方、紙マニフェストの場合は、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、10日以内にマニフェストB2票・C2票・D票・E票を排出事業者又は収集運搬業者に送付する事となっている。</p> <p>排出事業者は、処理委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する義務があるため、運搬又は処分を行った後3日以内に電子マニフェストの登録が行われているかを確認しているが、休日直前に運搬又は処分した場合に3日以内に登録できない事例がある。その場合、収集運搬業者・処分業者を指導することになるが、土日が休日の場合は実質1日しか余裕がなく、また、年末年始等の長期休暇の場合は3日以内に登録することが実質的に困難な状況がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課

4-(9)	産業廃棄物収集運搬業許可に関わる申請書類様式の全国統一の徹底
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 廃棄物の処置及び清掃に関する法律施行規則第9条の2
要望の具体的内容	産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類様式の全国統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、廃棄物処理法第9条の2による様式第6号による申請書のほか、同条に掲げられた書類及び図面を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。</p> <p>しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、手続きに多くの手間と時間を要している。各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、一書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。</p> <p>すでに、環廃産発060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)において、各都道府県に対し、申請書類の様式の統一を要請して頂いたところであるが、申請書類の様式の統一化は進んでいないのが現状である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(10)	広域認定制度の申請に関する審査体制の効率化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3 広域認定制度申請の手引き(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9及び第15条の4の3に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度の申請要領)
要望の具体的内容	「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」について、「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。
規制の現状と要望理由等	「広域認定制度申請の手引き 第2章新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課・産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることになっている。手引きによると、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法等を確認することが目的とされるが、相談、事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い。(相談の時点で申請書類の内容も細かく確認されている。)実際の本審査期間は、標準期間である3カ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均8カ月から12カ月程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(11)	優良産業廃棄物処理業者認定制度における申請書類の提出方法の見直し
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項15号、第9条の3</p>
要望の具体的内容	<p>優良産業廃棄物処理業者認定制度の申請において、基準を満たすことを証明するために必要とされる添付書類の一部を、データ提出または「産廃情報ネット」による閲覧で代替可能とすべきである。(特に「事業の透明性に係る基準」を満たすことを証する、インターネットによる情報公開履歴の書面)</p>
規制の現状と要望理由等	<p>当該制度の認定を申請する場合、基準に適合することを証する「書類」を申請書に添付しなければならない。中でも、基準のひとつである「事業の透明性に係る基準」を満たすことを証するためには、インターネットによって公開している情報及びその更新履歴をすべてプリントアウトして書面で提出する必要があり、添付書類の量が非常に多くなっている。例えば、当該認定を受けることにより許可の期間は7年となるため、認定を受けて以降の許可更新時には、毎回7年分の更新履歴をプリントアウトして添付しなければならない。一方で、制度開始当初に「優良確認」によって認定を取得した場合は7年を待たず更新申請を行うが、その場合でも添付書類はすでに膨大となっている。</p> <p>申請書提出時の審査では公開情報の更新頻度や公開内容が十分であるか等が確認されるが、その内容を確認する資料については必ずしも「書面」である必要はない。当該制度を管轄する環境省のマニュアルにおいては、情報公開のツールとして公開項目や更新履歴の管理が容易である「産廃情報ネット」の利用を推奨している。処理業者が情報公開のために利用するだけでなく、行政側が審査時に情報公開履歴を確認するためにも「産廃情報ネット」を活用すべきである。なお、「産廃情報ネット」によらずに情報公開を行っている場合には、USBメモリやCD等の情報記憶媒体を活用するなど、データ化・オンライン化の時代に即した、資源と労力を抑えた申請方法とすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(12)	建設リサイクル法における建築物以外の工作物の工事に関する届出要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第3項、第10条第1項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項4号
要望の具体的内容	<p>コンクリートや木材等の特定建設資材を用いた建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等において、請負金額が500万円以上であっても、特定建設資材の使用量あるいは廃棄物としての排出量が極少量である場合、もしくは、廃棄物としての排出がない場合には、例えば、現行の届出要件に「発生する廃棄物の量を一定量以上の場合に限る」との限定を加えるなどして、要件を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現行法上、コンクリートや木材等の特定建設資材を用いた建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準(請負金額500万円以上)に該当するものは、建設リサイクル法対象の建設工事として、定められた期限までに都道府県知事への届け出なければならない。建設資材を確実にリサイクルするには、一定の基準を設け、届出により、行政が的確に排出状況を把握し、必要な措置を取れるようにすることは重要であり、対象工事の規模として、その工事請負金額等を基準とすることの妥当性は理解する。</p> <p>しかし、工事内容によっては金額規模の要件に該当していても、廃棄物が少量もしくは全く発生しないケースも多々ある。このようなケースでは、実質的な建設資材リサイクルへの寄与度が大きくなく、行政が把握する必要性が低い。例えば、電力会社では、設備の基礎等にコンクリート等の特定建設資材を使用しているが、変電所機器取替工事等においては、基礎部分の軽微な改造を行ったうえで流用するケースも多く、請負金額が500万円以上であっても、特定建設資材自体の取扱い量は僅かである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課

4-(13)	土壌汚染対策法の届出対象の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法第4条 土壌汚染対策法施行規則第22条、第25条
要望の具体的内容	<p>3,000㎡以上の土地の形質変更(建物の解体を含む)を行う場合であっても、①該当土壌を敷地外に搬出しない、②地下水のモニタリングを実施する、ということを経験として、届出を不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>土壌汚染対策法第4条により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならない、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。これが、工場や建物のスクラップ・アンド・ビルドを躊躇させ、企業の設備投資意欲を減退させている。</p> <p>本年の規制改革ホットラインの回答では「掘削した土壌を敷地外に搬出しない場合でも、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる周辺地域への汚染の拡散のリスクを伴う」とされているが、地区外に流出する地下水のモニタリングを実施し、汚染地下水が流出していることが判明した場合に対処する体制を整えていけば、対応可能である。</p> <p>これが実現すれば、工場の解体や遊休地の有効活用が図られ、企業の設備投資意欲を下支えすることができる。また、東京オリンピックを控えて多くの工事が予定されている中、工事の迅速化を図ることが可能になる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(14)	<p>土壤汚染対策法における自然由来物質の規制値の適正化</p>
<p>要望の視点</p>	<p>2.基準や要件の見直し</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>土壤汚染対策法施行規則第7条第1項 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号) ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準</p>
<p>要望の具体的内容</p>	<p>法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壤汚染対策法の対象とみなすこととした「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壤汚染対策法の対象外とすべきである。 これが難しい場合、同法に基づく基準値を、温泉排水に関する暫定基準と同等のレベルとすべきである。</p>
<p>規制の現状と要望理由等</p>	<p>土壤汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」により、法令上の根拠なく対象とされた。 このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壤汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応処置を行わなければならない。 昨年ホットライン回答で環境省は、自然由来物質を規制対象とすることについて「自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがある」ことを理由としている。しかし、同じく自然由来の物質に関して規定している水質汚濁法においては、日帰り温泉の設備は対象とされておらず、著しく公平性に欠ける制度となっている。 さらに、土壤汚染対策法上の基準値は、地下水1リットルあたり、ふっ素は0.8mg、ほう素は1mgとされている。一方、温泉排水に関する暫定基準では、1リットルあたり、ふっ素に関しては、掘削によらない温泉は30mg(土壤汚染対策法の基準の37.5倍)、その他の自然に湧出している温泉は50mg(土壤汚染対策法の基準の62.5倍)、ほう素に関しては、500mg(土壤汚染対策法の基準の500倍)とされている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>環境省水・大気環境局土壤環境課</p>

4-(15)	<p>土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の事前届出の見直し</p>
<p>要望の視点</p>	<p>3.規制・制度の撤廃や見直し</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>土壌汚染対策法第35条</p>
<p>要望の具体的内容</p>	<p>土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更は、事前ではなく、変更決定後、一定期間内に届け出るようにすべきである。</p>
<p>規制の現状と要望理由等</p>	<p>土壌汚染対策法上の指定調査機関は、法人の名称、住所、代表者や役員の名、技術管理者、法人構成員の割合調査を行う区域等を「変更しようとする日の14日前までに届け出なければならない」とされている。</p> <p>しかし、代表者や役員の変更は株主総会や総会後の取締役会で決議されるものである。取締役の選任等、会社法で総会で決議することが求められている事項に関し、総会の議を経る前に対外的に届け出れば、会社法に違反しているともみなされかねない。</p> <p>登記をはじめとする各種届出において、代表者、役員、住所の変更等は、事後的に、議決後一定期間内に届け出ることが求められている。土壌汚染対策法上の指定調査機関に関しても、同様の扱いとすべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>環境省 水・大気環境局 土壌環境課</p>

4-(16)	<p>土壤汚染対策法上の形質変更時要届出区域の指定解除要件への不溶化处理の追加</p>
<p>要望の視点</p>	<p>3.規制・制度の撤廃や見直し</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>土壤汚染対策法 第11条第2項 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号) 土壤汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドライン(改訂第2版)</p>
<p>要望の具体的内容</p>	<p>形質変更時要届出区域の解除要件に、不溶化处理により基準値を満たした場合を追加すべきである。</p>
<p>規制の現状と要望理由等</p>	<p>形質変更時要届出区域に関し、都道府県知事は、汚染の除去等の措置により全部または一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、指定を解除するとされている。</p> <p>「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002)」では、「汚染の除去などの措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認める」場合として、「土壤汚染の除去により要措置区域内の土壤の特定有害物質による汚染状態を汚染状態に関する基準に適合させることにより、当然に、健康被害が生ずるおそれに関する基準にも該当しないこととなる場合」があげられている。</p> <p>しかし、土壤汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドライン(改訂第2版)では「不溶化埋め戻し、原位置不溶化だけでは形質変更時要届出区域は解除されない」「当該不溶化处理された土壤が除去された場合には形質変更時要届出区域が解除される」とされており、不溶化处理により基準に適合していても、さらに土壤の除去を行うことが求められている。</p> <p>不溶化处理により基準に適合していれば、指定の解除要件を満たしているにもかかわらず、さらに土壤の除去も要件に追加されているため、事業者は過大な負担を負わされている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>環境省 水・大気環境局 土壤環境課</p>

4-(17)	石綿建材を使用した建築物等の解体工事時に係る届出の合理化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	大気汚染防止法 第18条の15 石綿障害予防規則(労働安全衛生法) 第5条
要望の具体的内容	石綿障害予防規則に基づく届出と大気汚染防止法に基づく届出に関する統一様式を策定し、同様式に則った届出を共通(またはどちらか)の窓口へ提出すれば足りることとすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>建築物等の解体工事時には、石綿障害予防規則に基づく届出を労働基準監督署、大気汚染防止法に基づく届出を地方自治体に提出することが求められている。いずれの届出においても、工事の場所や期間、作業者の氏名や所在地等を記載することが求められており、類似の内容について複数の行政機関に届け出なければならなくなっている。</p> <p>「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(平成25年2月20日、中環審第704号)」では「関係する各制度が連動して働く仕組みとすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう、関係各省と連動して都道府県等に要請することが有効と考えられる」と指摘されている。</p> <p>こうした指摘も踏まえ、両法令を満たす統一様式を定め、共通の窓口へ提出することで足りることとすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省 水・大気環境局大気環境課 厚生省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

4-(18)	大気汚染防止法で定める事前調査対象の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	大気汚染防止法 第18条の15、17 大気汚染防止法施行規則第16条の5
要望の具体的内容	<p>作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触機や蛍光灯等の取替えについては、大気汚染防止法上の特定工事に該当しないことが明らかな建設工事に含めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>大気汚染防止法では、「建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)」の受注者は、「当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行う」こと、「当該解体等工事が特定工事に該当するとき」は、「特定粉じん排出等作業の種類」、「特定粉じん排出等作業の実施の期間」「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積」、「特定粉じん排出等作業の方法」等について、書面に記載して説明することが義務付けられている。</p> <p>同法施行規則では「特定工事に該当しないことが明らかな建設工事」が挙げられているが、作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触機や蛍光灯等の取替えは含まれていない。</p> <p>このため、特定粉じんが発生しない作業を行うために、特定粉じんが発生する作業と同等の煩雑な事前調査を実施することが求められている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省 水・大気環境局大気環境課

4-(19)	離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の簡易測定法の改善																																	
要望の視点	2. 基準や要件の見直し																																	
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ○環境庁通達（環大規第241号 昭和62年11月6日付） 離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の測定法について ○資源エネルギー庁通達（平成2年1月5日付） 離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の測定法について ○環境省通達（環大規第179号 昭和62年8月14日付） 「ばい煙簡易測定法」の取扱いについて 																																	
要望の具体的内容	<p>通知が定める簡易測定法に、JISで規定されている測定方式を追加すべきである。少なくとも、「ガルバニ電池方式」、「定電位電解方式」は現行の簡易測定法より測定精度が高く使用実績もあり、また取扱いが容易な分析計であることから、1次スクリーニング用の測定方式である簡易測定法への追加を認めるべきである。</p> <p>＜ガルバニ電池方式＞（JIS B 7983） 溶存酸素濃度に比例して電流を発生させるガルバニ電池を採用し、電流量から酸素濃度を求める。測定項目は酸素（O₂）。</p> <p>＜定電位電解方式＞（JIS B7982 付属書1規程） ガス透過性膜を通じて拡散吸収された二酸化硫黄や一酸化窒素などが、定電位電解によって酸化されたときに得られる電解電流を測定して濃度を求める。測定項目は窒素酸化物（NO、NO₂）、二酸化硫黄など。</p>																																	
規制の現状と要望理由等	<p>離島に設置されているガスタービンおよびディーゼル機関に係るばい煙量等の測定は、船舶による交通の便が著しく不便なこと等を考慮して、大気汚染防止法施行規則別表1、2および3の2備考に掲げる日本工業規格に定める測定法による測定に代えて「簡易測定法」により、ばい煙量等の排出基準を把握することも可能であると環境庁通達（環大規第241号昭和62年11月6日付）及び資源エネルギー庁通達（平成2年1月5日付）によって認められている。</p> <p>このため、内燃力発電所のガスタービン及びディーゼル機関のばい煙量等の測定については、1次スクリーニングとして簡易測定法による測定を行い、排出基準の超過のおそれがある場合は、都度JISによる測定を行い、真値を確認している。</p> <p>※環大規大241号に認められたばい煙簡易測定法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検知管法（硫黄酸化物、窒素酸化物、酸素） ○イオンクロマトグラフ法（硫黄酸化物、窒素酸化物） ○スモーク・テスター法（ばいじん） <p>現行の簡易測定法は、下表のとおり測定誤差が大きいの。実際の運用においては、測定値が排出基準を超過しているおそれがあるために、JIS法による測定を実施する頻度が多い。また、JIS法による測定結果では、ほとんどの場合排出基準内にある。</p> <p>このような中で現行の簡易測定法のみでは、今後も上記のような対応が多くなる。船舶による交通の便が著しく不便なことを考慮して、離島向けに簡易測定法によるばい煙量等の排出状況を把握することを認めた理由からも、測定精度が高い測定方法を用いて1次スクリーニングすることが必要不可欠である。</p> <p>通知が定められた1987年当時は、ガルバニ方式、定電位方式を使用する携帯型の小型測定機器が、まだ普及していなかったが、その後の技術革新等を踏まえて、新たな測定方式を追加すべきである。</p> <p>2009年1月の「全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの再回答について」において、環境省は「頂いたご意見を踏まえ、早急に検討を開始する予定」と回答しているものの、現在に至るまで検討・改善が行われていない。</p> <p>＜参考＞</p> <p>■ガルバニ電池方式＋定電位電解方式を採用した分析計と検知管法の精度比較（実測値例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">分析計</th> <th style="text-align: center;">検知管法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O₂（測定範囲 0～25vol.%）</td> <td style="text-align: center;">±0.2vol.%</td> <td style="text-align: center;">±12%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">NO（測定範囲 0～3,000ppm）</td> <td style="text-align: center;">±5ppm (0～100ppm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">±5% (101～2,000ppm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">±10% (2,001～3,000ppm)</td> <td style="text-align: center;">±32%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">NO₂（測定範囲 0～500ppm）</td> <td style="text-align: center;">±10% (0～200ppm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">±5% (201～500ppm)</td> <td style="text-align: center;">±32%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■窒素酸化物規制値に対する検知管法の測定誤差の想定（計測機器メーカー資料）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規制値 (ppm)</th> <th>誤差による最小値 (-32%)</th> <th>誤差による最大値 (+32%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>950</td> <td style="text-align: center;">540</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>1,200</td> <td style="text-align: center;">680</td> <td style="text-align: center;">1,900</td> </tr> <tr> <td>1,400</td> <td style="text-align: center;">790</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実測値では、誤差想定値を超える場合がある</p>		分析計	検知管法	O ₂ （測定範囲 0～25vol.%）	±0.2vol.%	±12%	NO（測定範囲 0～3,000ppm）	±5ppm (0～100ppm)		±5% (101～2,000ppm)		±10% (2,001～3,000ppm)	±32%	NO ₂ （測定範囲 0～500ppm）	±10% (0～200ppm)		±5% (201～500ppm)	±32%				規制値 (ppm)	誤差による最小値 (-32%)	誤差による最大値 (+32%)	950	540	1,500	1,200	680	1,900	1,400	790	2,200
	分析計	検知管法																																
O ₂ （測定範囲 0～25vol.%）	±0.2vol.%	±12%																																
NO（測定範囲 0～3,000ppm）	±5ppm (0～100ppm)																																	
	±5% (101～2,000ppm)																																	
	±10% (2,001～3,000ppm)	±32%																																
NO ₂ （測定範囲 0～500ppm）	±10% (0～200ppm)																																	
	±5% (201～500ppm)	±32%																																
規制値 (ppm)	誤差による最小値 (-32%)	誤差による最大値 (+32%)																																
950	540	1,500																																
1,200	680	1,900																																
1,400	790	2,200																																
制度の所管官庁及び担当課	環境省 水・大気環境局																																	

4-(20)	特定施設の設置の許可に係る審査期間の短縮
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条
要望の具体的内容	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法に関する特定施設の新設の際の審査期間を短縮し、標準処理期間内に処理を行うよう、関係府県知事に対して通知を発出すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法の関係府県内において特定施設を設置しようとする事業者は、同法第5条に基づき申請書を設置場所の府県知事に提出することが求められている。</p> <p>この標準処理期間として、例えば徳島市は50日、愛媛県は55日と設定している。しかし、現在は審査が長期化し、許可までに半年から1年の期間がかかっており、工事の着手・完了に遅延をもたらしている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室